

特徴税額通知(納税義務者用)の 電子化に向けて

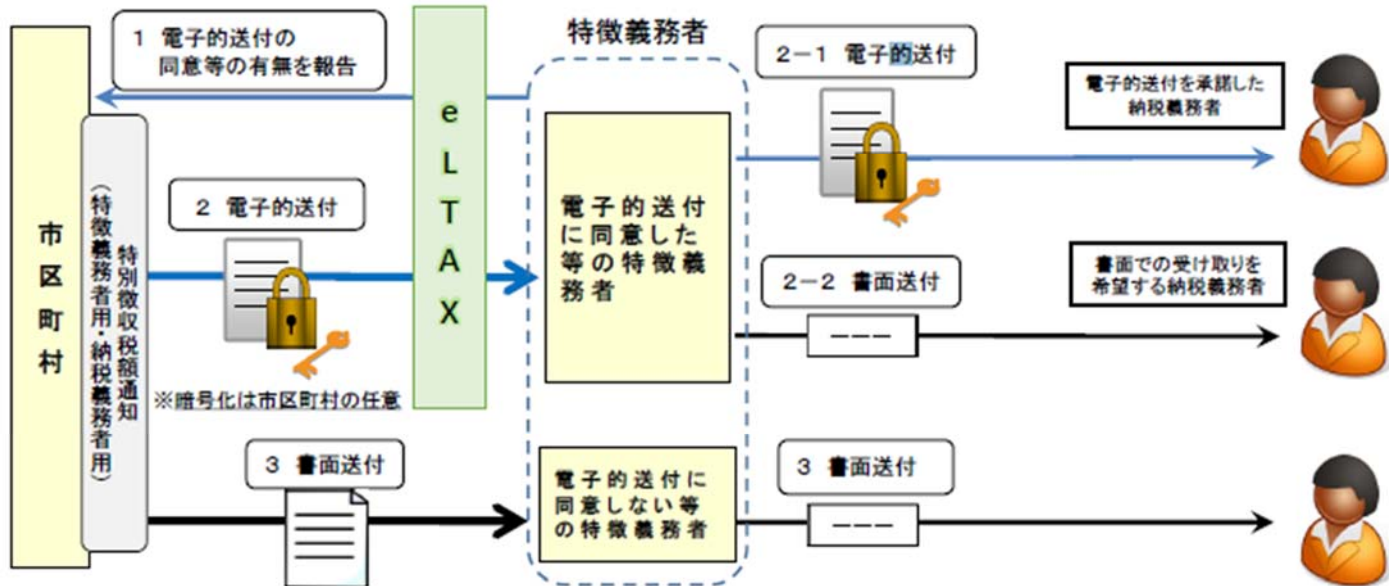
平成30年1月30日

一般社団法人地方税電子化協議会

※調整中につき取扱注意

特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子化案

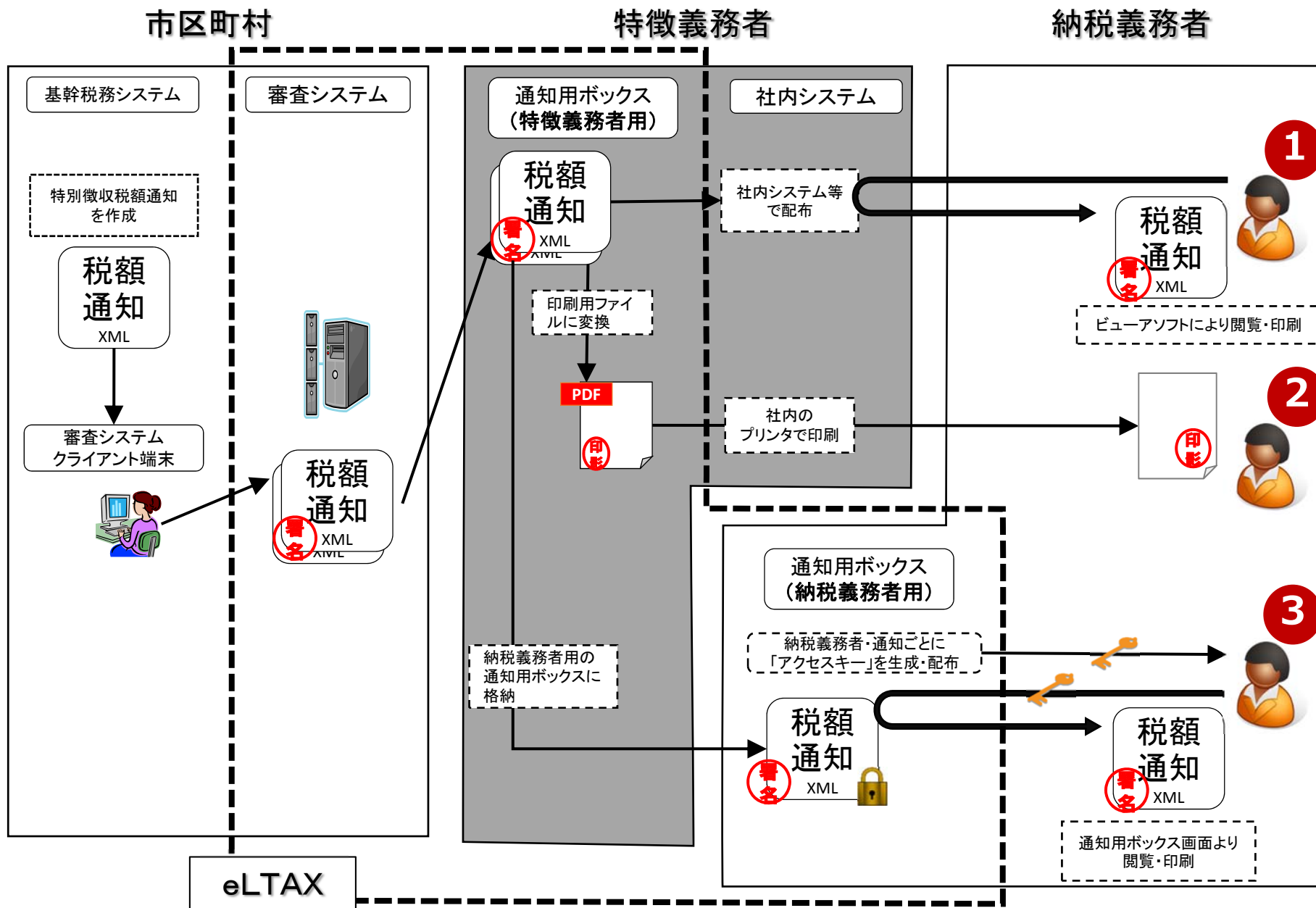
1. 特徴義務者は、給与支払報告書提出時に電子的送付の同意等の有無を報告(特徴義務者単位)
2. 特徴義務者の同意がある等の場合には、特徴義務者に対し、eLTAXを通じて電子的に特別徴収税額通知を送付(通知について一定の暗号化を可能とする手法について検討)
 - 2-1 特徴義務者は、電子的送付を承諾した納税義務者に対しては電子的に送付
 - 2-2 特徴義務者は、書面での送付を希望する納税義務者に対してはプリントアウトした書面を送付
3. 特徴義務者の同意がない等の場合には、従来どおり、市区町村から特徴義務者、特徴義務者から納税義務者ともに書面で送付



特徴義務者において、書面と電子による送付が混在することがないように、全ての市区町村において、電子化の環境整備を行うことが必要。

○平成29年度第1回個人住民税検討会の内容を基に、eLTAXシステムを用いた実現案について検討を行った。今後、検討を深めて行く際には、いくつかの課題について、整理が必要になる。

特徴税額通知電子的送付の処理イメージ(特徴義務者と納税義務者にとって最適な方法を選択可能)



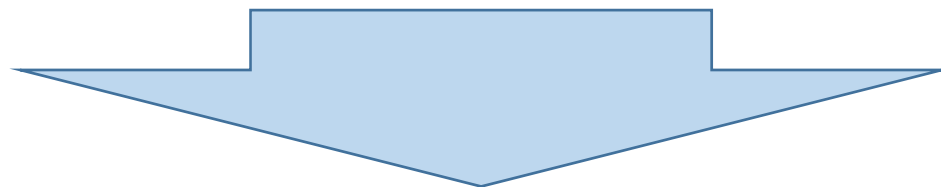
*)ビューソフトはeLTAXからダウンロード可能とする。

配布における複数の手段について

【複数の方法の提供】

納税義務者への電子的な通知に当たっては、特徴義務者及び納税義務者の利便性に最大限配慮する必要がある。

本仕組みにおいては、様々な情報環境にある特徴義務者及び納税義務者に最適な方法を一律に設定することは困難であるという整理の下、複数の通知配布における手段を用意し、特徴義務者及び納税義務者が必要に応じ選択可能としている。

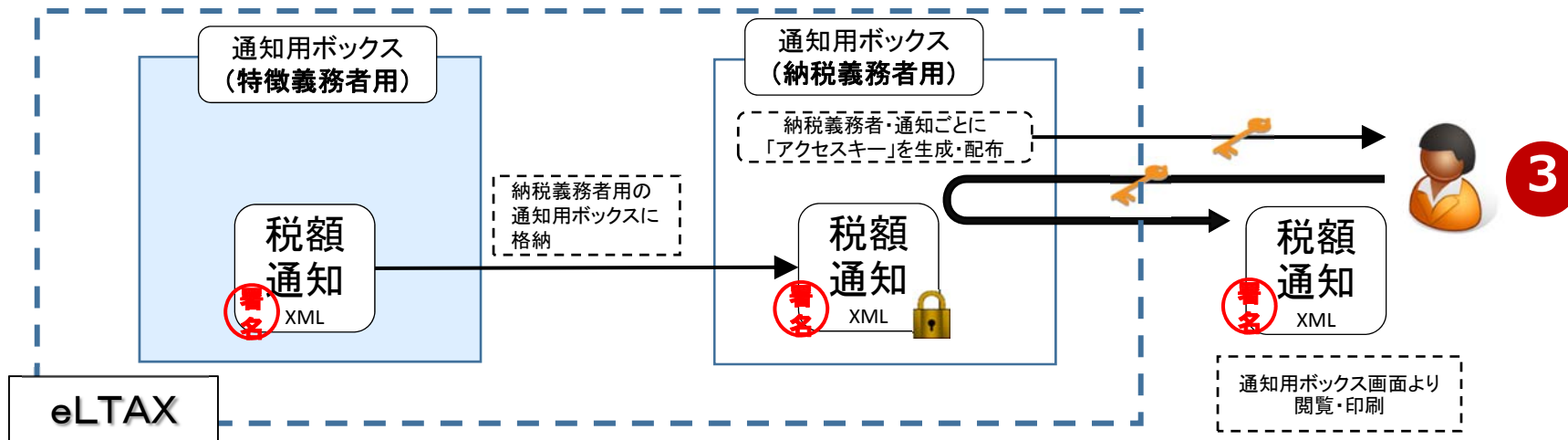


特徴義務者の配布手段について

- ① 特徴義務者の用意する社内システム等により通知を配布
- ② 特徴義務者が印刷機により出力したものを紙で通知を配布
- ③ 特徴義務者がeLTAX上の納税義務者用ボックスに通知を格納し配布

※特徴義務者は、納税義務者毎に『社内システム等で配布する方法』『印刷して配布する方法』『通知用ボックス(納税義務者用)に格納する方法』を選択する。

【参考(③納税義務者用通知用ボックスについて)】



・特徴義務者は、eLTAX上に各納税義務者用の通知用ボックスを作成して、特徴税額通知を格納し、アクセスキー生成を指示する。納税義務者に対しては、eLTAXを通じてアクセスキーを配布する(※1)(アクセスキーはeLTAXにおいて自動生成されるため、特徴義務者の大きな負担とはならないと考えられる。)

- ・納税義務者は、配布されたアクセスキーを用いて通知用ボックスから処分通知を取得する(※2)。
- ・必要に応じ印刷も可能とする。

(※1) アクセスキー配布方法の例: システムに登録したメールアドレスによる自動配布、印刷配布等

(※2) 通知用ボックスとアクセスキーの仕組みにより、秘匿性が確保されるため、通知用ボックスの中身(特徴税額通知データ自体)への秘匿性の配慮は不要であり、特徴税額通知データのファイル形式を柔軟にすることが可能。